

議案第46号

みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

みどりコミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、みどりコミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
みどりコミュニティセンター	東京都港区芝三丁目23番1号 J & J 共同事業体 代表者 株式会社 J T B コミ ユニケーションデザ イン 代表取締役 古野 浩樹	令和4年4月1日から令 和9年3月31日まで

(提案理由)

みどりコミュニティセンターの指定管理者を指定する必要がある。